

田中 均



たなか・ひとし=69年京大法学部卒。外務省アジア大洋州局長、外務省議官を経て現在、(株)日本総研国際戦略研究所理事長、(公財)日本国際交流センターシニア・フェロー、東大大学院客員教授。

後に米国の軍事行動はほとんど集団的自衛権

新安保法制案が国会で議論されている。この法案は日本の安全保障政策の立案・実施に携わってきた者にとってみれば、従来は考えられなかった内容を含む大きな転換である。それだけに、国会で十分な議論が尽くされなければならぬ。日本のような先進民主主義国の安保政策が国際社会に懸念を与えられるものであってはならず、透明で近隣国にも分かり易い議論が尽くされることが期待される。

新安保法制には憲法の解釈を変え、集団的自衛権の限定的行使を容認する法律も含まれている。集団的自衛権は他国が攻撃を受けた際に当該他国と共に自衛権を行使することという。戦後の米国の軍事行動はほとんど集団的自衛権

ウェブ

2015. 6. 5

時 評

新安保法制は議論を尽くせ

衛権の行使として行われている。即ち、集団的自衛権の行使を認めるといことは、武力の行使を前提とするということである。これまで累次の内閣では憲法は集団的自衛権の行使は認めていないという解釈が続けてきた訳で、平和憲法の下で認められることになる集団的自衛権行使の範囲が議論の焦点である。国会での審議を通じ安

り、他に手段がない場合、最小限の武力行使は許されるとする。これは合理的で厳格な限定条件と考えられる。このような要件に合うケースはどういう状況だろうか。例えば、朝鮮半島有事の場合、米国は日本との事前協議を経て日本の基地から戦闘作戦行動を行うだろうし、日本が攻撃されていないことも日本の存立に明白な危険があ

ムズ海峡で石油輸送が止まると、日本の存立を維持するため他の方にはないということか。仮に石油備蓄を使い、中東以外のエネルギーを求められないという事態に至った時、存立危機事態となるのか。敵対行動がとられている時の掃海となれば、機雷を敷設した国は日本の掃海部隊を攻撃し、掃海を阻止しようとするだろう。これに対

リスクを増すことはいわゆる。しかし、このような任務に自衛隊が就いた時、本当にリスクはないとは到底思えない。任務が憲法で認められ、法定され、存立危機事態に当たるとして下命されたら当然に自衛隊は危険な任務にも就くということであろう。

倍首相は、一般的には武力行使の目的で他国の領土・領域に立ち入ることではないと言ひ、米国の戦争に巻き込まれることはないのだと言ふ。明らかにされなければならぬのは、どのような例外が認められるかということである。

限定的であることを示すため、武力行使の新3要件を設定し、日本本の存立を脅かす明白な危険があ

る。その場合には限定的な集団的自衛権行使が認められるべきだし、それが認められれば、あらかじめ自衛隊も参加して危機管理計画が策定できることになる。これは、抑止力を増すことになり、首相の言う例外になるべきだろう。ホルムズ海峡での機雷掃海も例外として集団的自衛権の行使が認められると説明されている。ホル

して自衛せざるを得ないし、結果として日本も参戦していくということになる。このようなケースが限定的な集団的自衛権の行使として認められるとすれば、「存立危機事態」が時々の内閣の解釈により、幅広い概念となる危険があり、憲法9条は無意味になるおそれがある。

政府は今回の法制で自衛隊員の意義は十分あると思うが、数に任せて強行するのではなく、十分時間をかけて真正面から国会で議論されなければならない。国会だけではなく、メディアでも政府は積極的に説明をし、議論をしてもらいたいものだと思う。